



かけはし

第22号 (平成25年9月2日)



日本年金機構

Japan Pension Service

編集責任者 国民年金部
部長 町田 浩

機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

ご意見に関するアドレスは

E-mail:kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp

<目次>

- ・はじめに
- ・機構からの連絡
- ・広報の広場
- ・地域の独自情報
- ・編集後記

はじめに

年金の特例水準の解消により平成25年10月分から年金額の引き下げが行われます。本号では、年金額の改定についてお知らせするとともに、今年中に国民年金保険料を納付された方に対して送付する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてご案内します。

機構からの連絡

後納制度の実施状況をお知らせします

(国民年金部)



国民年金保険料の後納制度は、平成24年10月1日から始まり、間もなく1年を迎えようとしています。日本年金機構では後納制度を多くの方に利用していただくため、これまで約2,000万人の方にお知らせをお送りしてきましたが、本年7月をもってお知らせの送付は完了しました。

後納制度は、引き続き平成27年9月30日まで利用できますので、今後はさらに利用者の増加を図るよう、さまざまな広報の機会を活用し後納制度の利用を周知していく予定です。

後納制度を利用することで年金額を増やすことや、これまで年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。

後納制度について住民の方から問合せがあった場合は、最寄りの年金事務所等の窓口をご案内願います。

【後納制度の実施状況等（平成25年7月末現在）】

○お知らせの送付件数 20,094,890件

○相談受付件数	862,555件
○申込書受付件数	802,869件

【老齢基礎年金が裁定された方の後納制度の利用状況（平成25年7月29日現在）】

○老齢基礎年金が裁定された方のうち後納制度の利用者数
17,415人

○上記のうち後納制度を利用した方で受給資格期間を満たした人数
8,854人

※65歳未満で老齢基礎年金の繰上げ受給をした方を含みます。

日本年金機構では、後納制度についてこれまで様々な周知・広報を行ってまいりましたが、さらに周知・広報を行う必要があると考えております。

そのため各市（区）町村が発行する広報誌による周知・広報が効果的であることから、後納制度に関する以下の原稿の掲載をお願いいたします。

【後納制度（国民年金保険料の納付可能期間の延長）のお知らせ】

国民年金は、20歳から60歳までの40年の間、国民年金保険料を納めていただくことで、65歳から満額の老齢基礎年金を受給できる制度です。

しかし、保険料を納められなかった場合や、届出を忘れたことで国民年金の資格期間がない場合は、年金の受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなることがあります。このような事態にならないために、過去10年までに納められなかった保険料は、後納制度を利用すると納付することができます。

後納制度は、国民年金保険料を納めることができる期間を過去2年から10年に延長したことにより、納められなくなった保険料が納められるようになったものですが、後納制度が利用できるのは平成27年9月30日までですので、後納制度を利用する方は早めのお申込みが大切です。

ただし、既に老齢基礎年金を受給している方や、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格をお持ちの方は、後納制度はご利用できませんのでご注意ください。

なお、後納制度は事前にお申し込みいただき、後納保険料が納められる期間を審査します。審査の結果によっては後納制度をご利用いただけない場合がありますのでご注意ください。

後納制度に関する詳しい内容は、下記「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

なお、ねんきんネット（<http://www.nenkin.go.jp>）をご利用いただくと、ご自身の年金記録から後納制度を利用できる期間が確認できます。

お問い合わせは、『国民年金保険料専用ダイヤル』へ



0570-011-050

050(一部)の電話、070の電話からおかけになる場合は03-6731-2015
お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

<受付時間>

月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。



厚年法等改正法にかかる特定期間化の周知のお願い

(国民年金部)

配偶者が退職した場合などは、国民年金の切り替えの手続きが必要ですが、届出が遅れてしまい、すでに保険料の納付期限が経過したため、時効によって納付することができなかった期間については、「特定期間該当届」を提出することによって、受給資格期間に算入できるようになりました。

受給資格期間が25年を満たすことなく年金が受けられなかった方についても、この届出によって受給資格を満たすこととなった場合は、届出日以降の年金が支給されることとなります。

また、平成27年4月からは特例追納が始まり、年金額を増やすことも可能になります。

日本年金機構では、より多くの方々に制度を周知するため、幅広く広報するよう取り組みたいと考えております。

つきましては、周知用ポスター及び回覧板や掲示板に使用していただくためのチラシを作成しましたので、掲示や回覧等による制度の周知についてご協力をお願いします。

詳しくは、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

《ポスター》

専業主婦・主夫の皆さま

**保険料の納付期間が足りなくて
年金が受けられない**

という方に、
大事な「国民年金」のお話です。

専業主婦の年金を改正しました

↓

手続すれば年金を受け取れる場合があります

サラリーマンの夫が

- ・退職した
- ・脱サラして自営業を始めた
- ・65歳を超えた
- ・亡くなった
- ・サラリーマンの夫と離婚した


妻自身の年収が増えて
夫の健康保険証の
被扶養者から外れた

※妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同じです。



**この時に届出が遅れ、未納期間が発生した方は
すぐにお問い合わせください！**

65歳以上の方は、お問い合わせが遅れると年金の受け取りも遅れます
65歳未満の方は、障害・遺族年金を受け取りやすくなります

お問い合わせは、
最寄りの年金事務所、または『国民年金保険料専用ダイヤル』へ

 **0570-011-050**

お問い合わせの際は、年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

《リーフレット》

専業主婦・主夫の皆さま

**保険料の納付期間が足りなくて
年金が受けられない**

という方に、
大事な「国民年金」のお話です。

専業主婦の年金を改正しました

↓

手続すれば年金を受け取れる場合があります

サラリーマンの夫が

- ・退職した
- ・脱サラして自営業を始めた
- ・65歳を超えた
- ・亡くなった
- ・サラリーマンの夫と離婚した


妻自身の年収が増えて
夫の健康保険証の
被扶養者から外れた

※妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同じです。



**この時に届出が遅れ、未納期間が発生した方は
すぐにお問い合わせください！**

65歳以上の方は、お問い合わせが遅れると年金の受け取りも遅れます
65歳未満の方は、障害・遺族年金を受け取りやすくなります

お問い合わせは、
最寄りの年金事務所、または『国民年金保険料専用ダイヤル』へ

 **0570-011-050**

お問い合わせの際は、年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

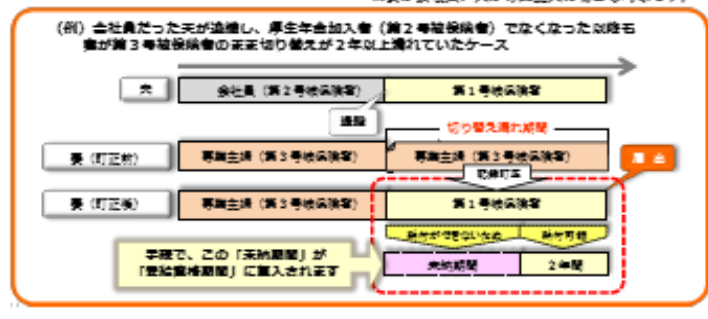



**国民年金の切り替えの届出（3号から1号へ）が
2年以上遅れたことがある方は、今すぐ手続してください**

原則として20歳から60歳までのすべての方が「年金」に加入することになっていますが、会社員や公務員（2号被保険者）に扶養されている配偶者（専業主婦：3号被保険者）は、保険料を納める必要はありません。ただし、夫が退職した場合や、妻自身の年収が増えたときなどは、届出（3号被保険者から1号被保険者への変更届）をして、保険料を納めなくてはなりません。この届出が2年以上遅れたことがある方は、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。

このたび、専業主婦の年金が改正され、このような方が手続をすれば、「未納期間」を「受給資格期間」に加入できるようになりました。
※妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同様です。

(前) 会社員だった夫が退職し、厚生年金加入者（第2号被保険者）でなくなった以降、妻が第3号被保険者のまま切り替えが2年以上遅れていたケース



手続をすれば、無年金や年金の減額を防ぐことができます

無年金から年金受給に！

年金を受け取るためには、一定の「受給資格期間」（保険料を納めている期間など）が必要です。

- ・老齢基礎年金 ⇒ 25年以上の「保険料を納めている期間など」があること
- ・障害・遺族基礎年金 ⇒ 加入期間の2/3以上が「保険料を納めている期間など」であることなど

手続をすれば、「未納期間」が「受給資格期間」に加入できるようになりますので、老齢年金だけでなく、万一の時の障害・遺族基礎年金の受給権確保につながります。

※障害・遺族基礎年金の「受給資格期間」については、特別措置がありますので、詳しくは年金事務所にお問い合わせください。万一に備えて手続はお早めにお願います。

保険料納付で年金アップ！

手続をすれば、本来はさかのぼって払うことができなかった期間の保険料を納付することができます（最大10年分）。保険料を納めれば、年金額が増えます。

※平成27年4月から保険料の納付が得意ようになります。手続をした方に、平成27年4月に向けて保険料納付のご案内を郵送する予定です。

●詳しくは年金事務所、または「国民年金保険料専用ダイヤル」にお問い合わせください。

**「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます
～～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～～**

(国民年金部)

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成25年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

また、平成25年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

<控除証明書専用ダイヤル>

0570-070-117 (ナビダイヤル)

050から始まる電話または070-5***・070-6***で始まる電話(PHS)でおかけになる場合は

03-6700-1130

<受付期間>

平成25年11月1日(金)～平成26年3月14日(金)

<受付時間>

○月曜日 午前8:30～午後7:00

○火～金曜日 午前8:30～午後5:15

○第2土曜日 午前9:30～午後4:00

月曜日が祝日の場合は、火曜日に午後7:00まで相談をお受けします。

祝日、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。

*ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

*「03-6700-1130」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

*「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

現在の年金額は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準（特例水準）となっています。

平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。

このため、平成25年10月分以降としてお支払いする年金額は、4月から9月までの額から、マイナス1.0%の改定が行われます。

今後の解消のスケジュールは、平成26年4月マイナス1.0%、平成27年4月マイナス0.5%を予定しています。

(物価・賃金が上昇した場合には、引き下げ幅は縮小します。)



〈平成25年10月分からの年金額改定に関するQ&A〉

(1) なぜ、平成25年10月分からの年金額が下がったのですか。

現在の年金額は、平成12年度から平成14年度にかけて、物価下落にもかかわらず、年金額を据え置いたことで、法律が本来想定している水準（本来水準）よりも2.5%高い水準（特例水準）となっています。

そのため、平成24年11月に法律改正が行われ、現役世代（将来の年金受給者）の将来の年金額の確保につなげ、世代間の公平を図るために、平成25年10月分以降としてお支払いする年金額は、4月から9月までの額から、マイナス1.0%の改定が行われます。

(2) いつの年金支払いから適用されますか。

改定後の年金については、平成25年12月（10月分、11月分）からのお支払いとなります。

(3) 新しい年金額のお知らせは、いつ送付されますか。

改定後の年金額は、年金額改定通知書でお知らせします。年金額改定通知書は、12月13日の支払いに向け、原則として、年金振込通知書と一体となったお知らせ（ハガキ）で、12月4日以降に日本年金機構から、順次、年金受給者に送付されます。

障害年金に関して、現在、日本年金機構本部で取り組んでいる事業について紹介いたします。

1.年金請求用の診断書等のホームページへの掲載

日本年金機構ホームページ（以下「HP」といいます。）にて年金請求に使用する診断書（PDF版、EXCEL版）を掲載しております。かねてより、診断書を作成する医師から「診断書にパソコンで直接入力ができるようにしてほしい。」との要望が寄せられておりましたので、PDF版だけでなく、EXCEL版も掲載しております。

現在、眼の障害用（様式第120号の1）、聴覚・鼻腔機能・平衡機能・そしゃく・嚥下機能・言語機能の障害用（様式第120号の2）、肢体の障害用（様式第120号の3）、精神の障害用（様式第120号の4）、呼吸器疾患の障害用（様式第120号の5）、血液・造血器・その他の障害用（様式第120号の7）の診断書は、HPへ掲載しております。

また、受診状況等証明書及び受診状況等証明書が添付できない申立書につきましては、PDF版を掲載しております。

なお、循環器疾患の障害用（様式第120号の6-（1））及び腎疾患・肝疾患・糖尿病の障害用（様式第120号の6-（2））の診断書につきましては、準備が整い次第HPへ掲載してまいります。

【年金請求用の診断書のHP掲載場所】

HPのトップページ>申請・届出様式>年金受給者に関する届出・手続き>ケース51~57

2.国民年金・厚生年金保険障害認定基準のホームページへの掲載

平成25年6月1日に改正された国民年金・厚生年金保険障害認定基準（以下「障害認定基準」といいます。）を、日本年金機構ホームページ（以下「HP」といいます。）に掲載しております。年金相談時にお客様より「障害認定基準の内容を確認させて欲しい。」とのお問い合わせがありましたら、HPを案内していただく等のご対応をよろしくお願いいたします。

【障害認定基準のHP掲載場所】

HPのトップページ>年金を受給している方これから請求する方>障害年金 障害の状態になった方 ▷ 障害認定基準

3.認定が困難な疾患にかかる照会様式

平成24年5月1日から認定が困難な疾患（化学物質過敏症、線維筋痛症、慢性疲労症候群、脳脊髄液減少症）の障害認定を適切に行うために、診断書の補足資料となる照会様式「障害年金の請求にかかる照会について」等を作成して対応しております。

この照会様式については、すでに年金事務所から市区町村に対して送付のうえ、照会様式等の窓口配付に関する協力依頼を行っております。市区町村にはお手数をおかけしますが、引き続きご対応をよろしくお願いいたします。

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の追納をお勧めします！

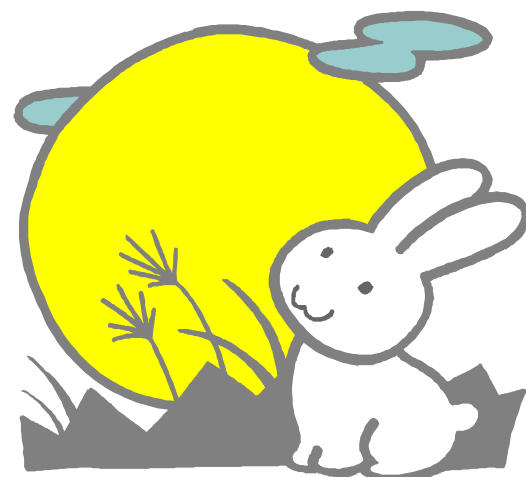
国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば遡って古い月分から収める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

- 一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていない場合は追納はできません。
- 「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が「法定免除・申請免除期間」より先に経過した（古い）月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が優先します。
- 「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。
- 「若年者納付猶予・学生納付特例期間」の中では、先に経過した月分から納めることとなります。
- 「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることとなります。

※追納のお申込み・ご相談はお近くの年金事務所までお願いします。



地域の独自情報

<年金事務所等での取り組み>

編集後記

「かけはし」は、これからも皆様方のご意見・ご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

※「かけはし」に対するご意見・ご要望についてお待ちしております。
ご意見は、E-mail : kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp までお願いします。